

安倍総理「九条加憲」発言

織田邦男

元空将・航空支援集団司令官

自衛隊

岩田清文

元陸将・前陸上幕僚長

撮影 佐藤英明

「あるべき姿」への第一歩

内角に食い込む剛速球

——安倍総理が五月三日付の読売新聞で、「自衛隊に「違憲かもしれないけれど、何かあれば命を張ってく

れ」というのはあまりにも無責任×私の世代が何をなし得るかと考えれば、自衛隊を合憲化することが使命ではないかと思う」と述べ、憲法九条に第三項を設け、自衛隊の名を憲法に明記するという「加憲案を打ち出しました。

岩田 私はこの加憲案に賛成です。

織田 私も賛成です。もちろん、本来は九条そのものを変えるのが筋だと

は思いますが、最初から完璧な形でやろうとしたら、改憲までにまた七十年かかってしまう。「ミリでも前進すれば、前進しないよりはずつといい。

岩田 全くそのとおりです。一歩前進しなければ、次の前進もありません。政治は理想を持ちながらも、現実の政治情勢や国民感情を見据えて進めていかなければならない。その意味で、二〇二〇年までに改正、施行と期限を区切ったのも、「必ずやり遂げる」という総理の意欲を感じます。



織田邦男氏

岩田清文氏

た。まずここから真剣に憲法議論を始めようじゃないか、ということ。それに対する護憲派の反対論は破綻していません。反対論には三つあって、一つは「自衛隊は国民

の立場に立って言えば、まさに「土気」が上がります。これまで七十年間、常に中途半端な立場に置かれ続け、安倍総理がおっしゃったとおり、「違憲でありながら、いざという時には命を懸けて国を守れ」と言われる矛盾を強いられてきましたから。

「自衛官としてありがたい」

織田 河野克俊統合幕僚長が五月二十二日、記者会見で安倍総理の加憲案について訊かれ、「憲法は高度な政治問題なので、統幕長の立場で申し上げるのは適当ではない」と断つたうえで、「自衛官として申し上げるなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されることになれば非常にありがたいと思う」と述べました。

私も全く同感です。これまで、解積をこねくり回して何とか合憲だとしてきたのですが、一昔前までは、

もちろん、「一歩前進」というのは、自衛隊という名前を憲法に盛り込んだとしても、集団的自衛権の問題や平和協力活動における武器使用についての問題はまだ残っている、まだまだやるべきことはその先に残っているという意味です。しかし、まずやれるところからやるのが政治のあるべき姿ではないでしょうか。

織田 憲法改正をやる気のない人たちにハッパをかけたともいえますね。総理はピッチャーとして、打つ気のないバッターの内角に食い込むような剛速球を投げてのけぞらせ

に認知され、すでに事実上合憲となっているから改憲はいらない」とするもの。二つ目は「自衛隊は違憲だし、軍隊はいらないから解散しろ。これは共産党の本心ですね。三つ目は「違憲のまま置いておけ」。

二つ目は非常に卑怯な立ち位置で、二年前の憲法学者に対するアンケートでも六三%が「自衛隊は違憲」と答えながら、そのうち八三%が「しかし九条改正は必要ない」と答えている。これでよく立憲主義を守れなんて言えるものだな、と呆れます。

岩田 「自衛隊の合憲化」は、自衛官

街に出れば「憲法違反」「税金泥棒」と

言われ、自衛官の子供たちは日教組に苛められてきた。合憲化して法的な位置づけを与えるのは政治の役目だし、一自衛官OBとしても「非常にありがたいこと」だと思えます。

——これに対して、野党は猛反発。朝日新聞も、「軽率すぎる改憲発言」と題する社説でこう批判しています。

〈首相の改憲提案は、(中略)極めて政治的なテーマでもある。これに賛意を示すような発言は、政治的中立性を逸脱すると言われても仕方がない〉
〈災害救援などを通じて、自衛隊は幅広い支持を得てきた。河野氏の言動は、長い時間をかけて隊員たちが培ってきた国民の信頼を傷つけかねない〉

織田 自衛隊に対する不信感を煽ってきた朝日が、「幅広い信頼を得てきた」なんてどの面下げて言うんでしょ

この動向はとれる。少くとも、これまで明記されていなかった「国の守り」について、憲法に書き込まれることになりました。

交戦権については、これまでの憲法議論でほとんど触れられてきませんでした。実は現在の国際平和協力活動においては非常に重要なポイントになっています。

PKO活動は、もともとは「平和維持活動」であり、「紛争後の国造りの支援」を目的としてきました。ところが、一九九五年に起きたルワンダの虐殺事件で、政府軍が百日で住民百万人を虐殺するという事態が発生した。国連はこのトラウマを背負うことになったのですが、これを契機に、PKOの主目的が「国造り」から「住民保護」に変化しつつある。

政府軍の攻撃や部族間衝突がある際に、住民をそれらの勢力から守る

うね(笑)。

交戦権を認めよ

——一方、憲法改正派からの「加憲反対論」もあります。「自衛隊、という名前を自衛官はそもそも気に入らないのだ」というものから、「加憲では根本的な解決にならない」というものまで様々です。

織田 もちろん本音を言えば、「国防軍」を望んでいるんですよ。しかしその意見を通そうとすれば、違憲状態が解消されないまま、名称の議論だけでまた七十年かかってしまう。

ただ、英語の名称である「Japan Self-Defense Forces」は変えてほしい。海外に行っても、「おいおい、自分だけを守る軍隊かよ」と言われ続けられており、まさに世界の非常識であり、国際社会に誤解を与えることになります。せめて、「Japan Defense

うとすれば、当然、交戦の必要性も出てくる。この点は近年、東京外国語大学の伊勢崎賢治さんが折に触れて指摘しています。

交戦権とはそもそも何かと言えば、ジュネーブ条約の国際人道法に則って戦う権利。これを認めないまま、交戦の可能性がある地帯へ派遣するのは非常に問題があり、自衛隊が憲法と国際法の狭間で宙ぶらりんのままになっていますから、海外派遣について実は最も話し合わなければならぬ部分です。

にもかかわらず、日本では「巻き込まれるか、巻き込まれないか」という話ばかりしています。政治家もマスコミも国民も、PKOが変化しつつあることを分かっていない。

よく言うよ、朝日新聞

朝日新聞は六月六日、「PKO二

Forces)にしてもらいたいですね。英語訳は特に規定がないから、憲法論議とは別にいつでもやれる。

それから、改正賛成派からの反対論において問題になっているのは、憲法九条第二項との整合性です。

——〈陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない〉とある以上、このまま第三項に自衛隊を明記しても、「戦力でもない、交戦権もない軍隊はあり得ない」という話になります。

織田 全くそのとおりなのですが、これは三項の書き方次第で、ある程度クリアできるのではないでしょう。まさに、ここは政治が知恵を出さなければならぬところですよね。

国防と国際平和協力については戦力、交戦権を認めるという形の第三項の文言であれば、二項の侵略戦争のための戦力、交戦権は認めないこ

十五年 国際貢献 揺れた四半世紀」と題する特集を組みました。当初、自衛隊の海外派遣に朝日新聞は猛反対していたはずですが、当時の自身の社説には一切触れていません。岩田 「揺れた」ではなく、「揺らした」のではなかったか(笑)。

織田 まさに「揺さぶった」。政府を揺さぶるのは結構ですが、隊員や家族の心理を揺さぶるのは困る。

記事では、〈PKO協力法は一九九二年六月に成立した。「海外派兵ありき」と猛烈に反発した野党は、「牛歩」で抵抗。世論が賛否両論に分かれる中、法案採決を遅らせようとした〉と記事にあります。当時、朝日新聞はこの牛歩戦術を支持していたはず。よく言うよ、と言いたい(笑)。

岩田 ○四年のイラク派遣の際には、当初、隊員たちは日本の航空会社を使うことも、制服や戦闘服を着

ることも許されず、ブーケット・エ
ア機で私服で行かなければなりません
でした。本来であれば、国の命令
で国際社会の平和のために行くので
すから、誇りと名誉のもと、位置づ
けを明確にしていくべきところを、
です。当然、隊員たちの士気は下が
りました。

海外派遣の「大義」とは

織田 自身の経験でも、バグダッ
ドへの空輸が始まった〇六年にイラ
クに派遣される時には、小牧基地
の正門の外から「自衛隊派遣反対」の
シュプレヒコールが起きるなか、派
遣されたんです。

命懸けの任務に向かおうという隊
員をこういう声のなかで送り出すと
いうのは、指揮官としては非常につ
らい思いでした。国家が派遣の大義
名分を与え、それを国民が支える。

そうでなくては、隊員は命を懸ける
ことはできませんよ。

岩田 隊員たちには、陸上自衛隊の
任務には三つの柱があると教えてい
ます。一つ目が、最も重要な国の防
衛。二つ目が、大規模震災対応など
の災害派遣。そして三つ目が、国連
の国際平和協力活動です。海外派遣
についても、国際社会の平和のため
に派遣されたことで、回り回って日
本の安全保障環境にもいい影響を及
ぼす、という言い方をしています。

織田 私は海外派遣時の「大義名分」
で悩んだ指揮官の一人です。当時、
隊員のなかには「国際平和協力活動
だから安全だ」というから来たのに、
話が違うじゃないか」という声もあっ
た。たしかに〇六年のイラク派遣の
際、航空自衛隊は陸上自衛隊支援の
ためにイラクに行ったのに、先に陸
上自衛隊が帰ってしまったんです。

●現場にいればならない状況下で、
当時の石破茂防衛庁長官から五つの
大義を言われました。

①イラク人自らの手でイラクを復
興するのを手伝う②国連加盟国とし
て、国連の任務を遂行する③中東の
安定が日本の国益に適う④石油埋蔵
量の多いイラク復興の暁には、日本
の国益に繋がる⑤主としてイラク復
興に取り組んでいる米軍の支援をす
ることで、日米同盟の緊密化に繋が
る――。

実際にバグダッドへ行ってみる
と、会うのはアメリカ人ばかりで、
イラク人の姿はほとんど見ませんで
した。「これはたしかにアメリカの支
援だな」と思い、以降、隊員たちには
「これは日米同盟のためだ」という大
義名分を説くことにしました。

スローガンは「メソポタミアの空を
飛んで、日本海と尖閣を守ろう」。わ

れわれがやっているのは日米同盟緊
密化のためであり、君たちがイラク
で流した汗が、日本海の守り、尖閣
の守りに繋がっているんだよ、と説
いたところ、隊員たちもすくと腑
に落ちたようでした。

南スーダン撤退は英断

岩田 統合幕僚副長だった時に、ハ
イチの撤収と南スーダンへの派遣に
携わりました。ハイチの場合は、当
初の大規模地震対応から、そのまま
PKO（ハイチ安定化ミッション）に

移ったのですが、そのPKO活動の
終末段階においては、施設部隊が増
水して瓦礫が流れてきた川の「ドブさ
らい」をやらされていた状態でした。

「こんなことを隊員にやらせてはな
らない」という思いで、渡辺周防衛副
大臣（当時）に随行してハイチに入
り、PKO活動の撤収を当地の国連

そこで「バグダッドへ行ってくださ
い」という話になるのですが、かなり
情勢が悪化しており、「昨日はイギリ
スが銃撃された」「今日はオーストラ
リアが撃たれた」という情報が連日入
っていた。「次は航空自衛隊かもしれ
ない」という状況だったので、隊員も
動揺していたのです。

命の危険を感じると、隊員は「俺
たちは何のためにここへ来たのか」と
より強く考えるようになります。あ
る隊員は、「自分は冷戦期に入隊し
て、ソ連の脅威から日本を守るため
に命を懸ける覚悟で航空自衛隊に入
隊しました。しかしいま、この地で
何のために命を懸けているのか」とい
うわけです。

——しかも朝日の報道などのせいも
あって、国民からの支持も感じられ
ない状態だった。

織田 はい。そんななか、戦場の上

事務総長特別代表に通知をしていた
できました。国連を含め、現場にい
る人たちは何でもやってくれ、やっ
てくれとなる。だから応じざるを得
なかったのでしょうか、これはPKO
活動でも災害対応でもないし、も
ちろん国造りでもない。そういう意
味で、ハイチPKOからの撤収は自
然の流れでした。

一方、今回撤収が完了した南スー
ダンでは、最初は国造り支援という
ことで派遣されましたが、陸上自衛
隊の隊員約四百名だけで国造りを支
援できるわけがない。そこで当初か
ら「オールジャパンによる支援」を念
頭に、ODA、JICAとのコラボ
レーションが重要との認識でした。

たとえば、ODAで橋梁や河川港
を構築し、その施設への取り付け道
や管理施設を自衛隊が整備するとい
う考えです。いくつかの連携が実行



南スーダンPKO隊旗返還式で、帰国した隊員をねぎらう安倍首相 (写真提供/時事)

国際協調主義です。その目的を達成するために今後、日本は何をするのか。もし国際平和活動を自衛隊によって行うのであれば、やはり九条二項の交戦権の問題は避けられません。私は「憲法九条こそ憲法違反だ」と言っています。前文の理念を実現するのに、九条が足枷あしかがになっている。

に移されるときにも、ジュバ市内の道路整備を実施するなど、国造り支援と国連南スーダン・ミッション (UNMISS) 司令部から求められる作業とのバランスを取っていました。隊員たちの任務意識は素晴らしく、またその活動は他国の模範でした。国連から素晴らしい評価を受けるなか、なかなか現場からは撤収を、とは言いづらい状況において、今回の撤収は英断だったと思います。道路整備や軽易な施設構築等、自衛隊ができることはすべてやってきたということ、政治主導で決断いただいたのだと思います。引き際というのは大変難しく、国全体としては安定化が長期化するなかで、一つのけじめをつけて整斉と撤収する最もいいタイミングを捉えたのではないでしょう。

カ月で南スーダン国外へのほとんどすべての撤収を終えたことは、同規模のハイチの撤収と比較しても三分の二の期間で実施しており、政治主導の効果ができていると思います。おそろしく内閣府、外務省、経産省等との連携もスムーズで、また国連本部やUNMISS司令部との調整がスピーディーだったのだと推測します。さらには、自衛隊の担当者のみならず、撤収を支援している民間企業の経験と知見も大いに活かされたのではないのでしょうか。織田 しんがりには難しいんですけどね。帰りにミンをつける、全てに問題があったかのように思われてしまう。そういう意味で、整斉とした撤退は、自衛隊の存在を国際社会に印象づけた。日本が一目置かれる存在になるということも、国際平和協力活動の大きな目的ですよね。

岩田 おっしゃるとおりです。

憲法九条は「憲法違反」

織田 だからこそ、本来はこれからの国際平和協力活動について日本としてどう貢献していくのか、自衛隊を使うのかどうかというところから国民的議論をしなければなりません。日本国憲法前文にはこうあります。

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」

「われらは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならない」

「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」

ここに書かれているのは、まさに

国際人道法に則って戦う権利、つまり交戦権がないということであれば、今後のPKO派遣は不可能です。前文の理念を自衛隊の派遣によって実現するかどうか、まずそこから議論して、やはりすべきであるというならば憲法との整合性を取らなければならぬでしょう。

岩田 憲法の前文にある正義と秩序を基調とする世界を前提にした国連に加盟し、そのミッションを自衛隊を使って行う以上、自衛隊の行動は本来、国連スタンダードのレベルで認められるべきだと思います。これまで非常に窮屈な状態で縛られてきましたが、ようやく駆けつけ警護、宿営地の共同防護が認められるようになりました。しかし、まだまだ検討の余地があります。

織田 部隊を送るからには、不測の事態が必ず起きる。その時に隊員た

ちを守るのは国連の地位協定ですが、これは軍法会議があることが前提になっています。もし隊員が誤って人を殺してしまつた場合、国連は地位協定に基づいて派遣国が軍法会議で裁く、と決まっています。しかし、日本には軍法も軍法会議もありません。自衛官は法律の空白のなかで活動をしていることになる。――まさに超法規ですね。

織田 そうです。自衛官が優秀で、何も問題を起こさなかつたからここまで無事に来ましたが、今後は部隊を送るからには最悪の事態を考えてしっかりと法整備を行うべきです。

先進国型の国際貢献とは

岩田 PKOについて一つ付け加えると、これからのPKOの在り方を考えるうえで、日本は先進国型、技術貢献型を追求すべきだと思います。

近年、PKOの現場は住民保護、つまり文民保護を行う状況が増えつつありますが、文民保護で実際に活躍するのは歩兵大隊であり、現在、大規模な歩兵大隊を派遣しているのはインド、パキスタン、アフリカ諸国などの、兵員数が多く、外貨(国連から派遣国への支払金)を必要とするような後進国の国々が主流です。

一方、先進国はすでに部隊ではなく、司令部幕僚など「頭脳」を提供する方向に変わりつつあります。また、「施設」や「情報」など技術的な部隊の派遣、あるいはこれらの技術を東南アジア諸国をはじめとする他国に教えていくという能力構築支援の部分に比重を移していくべきだと思えます。南スーダンでも、施設部隊は撤収を終えましたが、計四人の司令部幕僚の派遣は継続される。これは引き続き行うべきでしょう。

では運用上の上司である統合幕僚長に報告します。

加えて、この日報は継続して保管し、海外派遣時の教訓として残していくために蓄積しています。カンボジアの時はどうしたか、イラクの時はどうしたか、と何か問題が起きた時には参照できるようにしておく。ですから本来、「破棄」はあり得ない。誰が指示したのか、報道からではわかりませんが、むしろ破棄すべきではない性質のものはずです。

また、ここが最も理解されていないのではないかと思いますが、この日報は運用上、秘密扱いでも何でもなく、個人情報等一部を除き、誰が扱っても構わない、むしろ共有されるべきものだという点です。つまり、教訓収集業務を担当している研究本部が保管しているのは当然のこととして、それぞれ関係する幕僚たちも

織田 日本の特徴を活かした国際貢献の在り方がありますからね。いざれにしても、隊員たちは本当によく頑張りました。

「日報隠し報道」のおかしさ

岩田 ただ、国内の議論で一つ、非常に残念だったのは南スーダンの日報の問題です。現在、防衛監察本部が調査中と思いますが、そもそも「日報とは何か」が理解されないまま大々的に問題だ、と報じられたのは非常に遺憾です。

一〇一六年九月、ジャーナリストの布施祐仁氏が、南スーダンでPKO活動をしている陸上自衛隊部隊の同年七月の「日報」について、防衛省に情報公開請求したところ、十二月に防衛省が「日報はすでに廃棄した」と回答。これを東京新聞などが大々的に報じました。

業務上、パソコン上に保管し、折に触れて参照している。

秘密文書のように厳密に登録手続きをして管理しているものではないので、仮に「破棄しろ」と言っても、データを保持している全員が「〇〇パーセント確実に破棄しきれぬものではないのです」。

自衛官を政争の具に使うな

——防衛省の報道官も、「(日報すべてが)一括して管理された形で保存されていたのではない。探索しきれなかった。大臣からさらに探索するよう指示があって、再度日報にアクセス可能な部局に広げて探索した(ら見つかった)」と説明しています。

岩田 それは当然のこと、どこまでデータがいきわたっているかを管理しなければならぬような文書ではありませぬから、「破棄しろ」とい

ところがその後、翌年二月になって、防衛省が「統合幕僚監部から日報の電子データが見つかった」と発表。日報の文言に「戦闘」の文字があったことから、「憲法違反である戦闘が行われたから日報を隠したのではなか」と問題になりました。

岩田 そもそも、日報は運用のために作成しているものです。海外任務の派遣の責任者になる中央即応集団司令官が、派遣先の南スーダンの隊長に対し、毎日状況を報告するよう日報の作成を命じています。

その内容は現地の天気、UNMIS司令官の状況、訪問者、部族間抗争の状況から隊員の健康状態に至るまで、あらゆることが記載されています。それを受け取った中央即応集団司令官が内容を把握し、職務上、措置を行うべき事態があるかどうかを判断して、必要な情報につい

う指示が徹底されていなかったためにデータをもち続けていた関係者がいたとしても仕方がない。だから仮に、「破棄したと言ったのにあった。隠蔽だ」と言われても、言われた自衛官のほうは「何のことですか」という他ない。私はすでに退官していましたが、報道を聞いていても「一体、何が問題なんだ」と疑問が浮かぶばかりで歯がゆい思いをしました。どういう意図でこういう報道をしているのだろうか、と。

織田 問題に仕立てあげたかったのかな、と勝手に思いますね。特に、「戦闘」という表現で大臣が追及されているのもどうにも疑問でした。

私はこの日報の件については門外漢ですが、イラク派遣の時には現場からの日報を受け取る立場でした。日報を書くのは現場に派遣されている三等空佐あたりであって、「こんな

ふうに書いていたら政治的に問題になるかな」なんて考えていません。法律や憲法の専門家ではないし、いわゆる「一般用語として「戦闘があった」と書いておいてはすぎません。

仮に、こういう表現が政治的に追及を受けるとなれば現場は萎縮してしまつて、「こういう表現は書かないでおこう」と忖度し、本来、上がつてくるべき情報が上がらなくなる可能性すらある。となると、指揮官が判断を誤ることに繋がつて、自衛官や現場のミッション遂行を危機に晒すことになりかねない。

一方では「自衛官を殺すな」と声高に叫んだ人たちが、自衛官が身をを守るための駆けつけ警護や武器等防護には反対するなど、安保法制の問題でも自衛官の立場は翻弄されました。自衛官を政争の具に使うのは、もうやめてもらいたいですね。

軍隊は「精に戦える軍隊なのか」を見ています。士気や規律も含めて、「これは一緒に戦えるぞ」となれば連帯感が生まれる。同盟が強固になれば、日本の安全も守られやすくなる。——日本の場合は、その連帯感の足を引く張っているのが憲法ということになります。

岩田 国連憲章第五十一条で認められた集団的自衛権の行使を憲法で縛るのではなく、実際に行使するかどうかは政治判断によるものとすべきです。これは日米関係だけでなく、米英同盟でも米韓同盟でも同じでしょう。日本の場合は、政治判断以上に憲法の縛りが判断材料になっていました。米軍も最後の最後では、そういう懸念を払拭しきれいていないと思います。それでも、安倍政権が整えた法整備や方針によって、日米同盟は格段に深化しました。昭和三十二年

——憲法に話を戻すと、これまで九条が日米同盟における日本の役割を果たさないと「言い訳」になってきた部分があると思います。安保法制の制定や自衛隊の合憲化が、日米同盟に及ぼす影響はありますか。

岩田 これまで米軍の将官ともディスカッションしながら訓練、防衛、国際平和協力について話し合ってきました。彼らは私たちの説明を聞き、特殊な事情を理解して「それでもいざという時は一緒だ」と言っています。心の中で「同盟国なのに、お前らはいざという時に俺たちを守らないんだらう」と思っていたと思います。

その点、安保法制で集団的自衛権が一部とはいえ、認められたことは非常に大きな前進です。制定当時、陸上幕僚長として米軍、オーストラリア軍に事情を説明する機会がありました。

の国防基本方針作成以来、五十六年ぶりに国家安全保障戦略を作成し、防衛大綱と一緒に整えた。法令上も、安保法制によって集団的自衛権を一部認めることで、日米同盟は信頼を増しました。国際社会においても、可能な限りの支援ができるようになります。ありがとうございました。

安倍政権によって、現行憲法下でできる上限いっぱいまで法律を制定していただいた。もちろん、私は法律の専門家ではありませんが、現場で動く立場の人間としては、現行憲法下ではこれ以上ないほど法整備が整ったのではないかと思います。

織田 憲法の範囲内でできる、ギリギリまで知恵を出されたことについては大変評価しています。しかし、一つ気を付けなければならぬのは、決してこれで終わりではないということです。自衛隊の権限規定

ましたが、彼らも喜んでいました。

同盟には連帯感が必要

織田 「同盟は紙じゃない。連帯感だ」という言葉があります。「日米同盟があるからいつでも守ってくれる」と答弁した総理もいましたが、それは大きな間違いで、連帯感が欠ければ同盟は成り立ちません。

イラク派遣時に、最初に防衛部長として現地視察に行ったらよそ者扱いで、情報すら共有してもらえませんでした。二年半経って現場での信頼関係が蓄積されてからは、秘密のブリーフィングも聞かせてくれるようになり、そのうえ何でも聞いてくれとなった。しかしそれでも、アメリカにとって「血を流す同盟」である英豪などの同盟と、「汗を流す同盟」である日本との同盟では、公開される情報が区分されていました。

や、先に触れた交戦権の問題を含めて、まだまだ改善しなければならぬことが山のようにある。

岩田 自衛隊をよりあるべき姿に近づけるためには、憲法を触らなければならぬところまでできています。だからこそ、安倍総理が憲法改正にまで時期を限って明言されたのは、本当に素晴らしいこと。私たちも現役に迷惑のかわらないよう立ち位置を確認しながら、積極的に発言していきたいですね。

おられたか

一九七九年、防衛大学校卒業、航空自衛隊入隊、F4戦闘機パイロットなどを経て、八三年、米国の空軍大学へ留学。九〇年、第301飛行隊長、九二年、米スタンフォード大学客員研究員、九九年、第6航空団司令官を経て、二〇〇五年、空将。〇六年、航空支援集団司令部（イラク派遣航空支援部隊）司令官に就任。〇九年に航空自衛隊退官。

いわたきよみ

一九七九年、防衛大学校卒業後、陸上自衛隊に入隊、戦車部隊勤務などを経て、九三年、米陸軍指揮官養成大学へ留学。二〇一〇年、陸将、第7師団長、二一年、統合幕僚副長、二二年、北部方面總監、二三年、第三十四代陸上幕僚長、二六年、退官。